

## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

### 陳情の趣旨

今般の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されたように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

一方、多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとすると、被災地で初動対応する自衛隊、警察、消防等、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用等に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来す。その結果として、さらに被害が拡大することになる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、大規模自然災害や外部からの武力攻撃、テロへの対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成 16 年 5 月には、自民、民主、公明 3 党により、国と国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に、国として迅速かつ適切に対処するための「緊急事態基本法」の制定について合意がなされたが、今日まで制定されずにいる。

よって国会及び政府は、我が国の安全保障体制を確立し、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう要望する「意見書」を本議会から、提出していただきたい。

平成 24 年 11 月 20 日

住所 逗子市逗子 4丁目9番14号

氏名 田中利男 

逗子市議会議長 殿



# 資料

## 緊急事態基本法の制定を求める地方議会意見書採択全国状況

平成24年10月31日現在

### (神奈川県)

神奈川県議会	平成24年 7月 9日
川崎市議会	平成23年10月 6日
大和市議会	平成24年 6月25日
横須賀市議会	平成24年 6月26日
茅ヶ崎市議会	平成24年 6月28日
厚木市議会	平成24年10月 5日

### (全国)

道県議会	23
市町村議会	162

2004/05/20

## 民主、自民、公明3党、緊急事態基本法についての覚書に調印

民主、自民、公明3党の幹事長は20日夕、緊急事態基本法についての覚書に調印し、昨年より民主党が強く制定を求めてきた同法の骨子に関する合意を確認した。

合意された骨子は、1. 緊急事態の定義、2. 緊急事態における基本的人権の尊重、3. 緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割、4. 緊急事態における国会の関与、5. 緊急事態における内閣総理大臣の権限、6. 緊急事態における体制の整備、の6項目からなる。中でも、「大規模な自然災害等」を含む形での緊急事態の定義、「危機管理庁」を想定した「組織」の整備を盛り込んだ体制整備など、ほとんどの項目で民主党の主張が反映された内容になっている。

今後は、「この骨子をもとに、3党による協議会で今年一杯くらいかけて基本法の中身を詰め、来年の通常国会での成立をめざす」（前原誠司『次の内閣』ネクスト外相）ことになる。

2004年5月20日

### 緊急事態基本法(仮称)についての覚書

自由民主党・民主党・公明党の各党は、緊急事態基本法(仮称)の制定の必要性に鑑み、ここにその骨子について了解し、次期通常国会で成立を図ることを合意する。

自由民主党幹事長

民主党幹事長

公明党幹事長

### 緊急事態基本法(骨子)

平成16年5月20日

#### 1. 緊急事態の定義

対象とする事態(「国家緊急事態」)は、我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態とする。

#### 2. 緊急事態における基本的人権の尊重

緊急事態においても、日本国憲法の保障する基本的人権は最大限尊重されなければならない。これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあっても、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

#### 3. 緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割

国は、我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

地方公共団体は、他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急事態に対処する責務を有する。緊急事態における国民の役割を明確にすることの重要性に鑑み、これを明示する。

#### 4. 緊急事態における国会の関与

緊急事態への対処に当っては、開始と終了において、適切な国会の関与を確保する。その際、国会の関与の範囲の明確化に十分留意する。緊急事態に対処するために行政各部が実施する措置は、法律の規定に基づかなければならない。

#### 5. 緊急事態における内閣総理大臣の権限

緊急事態における迅速かつ的確な内閣総理大臣の意思決定を確保するため、閣議との関係を検討する。

#### 6. 緊急事態における体制の整備

政府が緊急事態に迅速かつ的確に対処するために、内閣総理大臣(内閣)の判断を適切かつ機動的に補佐する仕組みを設けるとともに、対処・予防措置の効果的な実施体制を担保する組織を整える。